

助成制度のご案内

充電設備導入促進事業

集合住宅以外

東京都は、電気自動車等の普及促進に向けて、充電設備の導入を支援します。



事業期間

令和 4 年度から令和 6 年度（年度ごとに受付期間を設けます。）

概 要

東京都内の事務所・工場・商業施設等において、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。

お問合せ先・申請先



クール・ネット東京

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）都市エネ促進チーム

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL : 03-5990-5159

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く。）9:00～17:00（12:00～13:00を除く。）

URL <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge>



内容

助成対象者	東京都内の施設等（下表参照）に設置する充電設備の所有者 （法人、個人事業主、都内の区市町村及びリース事業者）
-------	---

助成対象となる施設等	種別	主な建物用途の例
	公共用充電	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設（ショッピングセンター、百貨店等） ・宿泊施設等（ホテル、旅館等） ・観光施設（動物園、水族館、世界遺産に登録された施設等） ・遊戯施設（公園、遊園地、テーマパーク） ・公共施設（地方公共団体施設、図書館、博物館、病院等） ・時間貸し駐車場等
非公共用充電	事務所・工場等	
	月極駐車場	

助成対象設備・要件	<ol style="list-style-type: none"> ①電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であること。 ②経済産業省の「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」及び「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」で補助金交付対象として承認された設備であること。 ③新品であること。
-----------	--

助成対象経費・助成額	設備購入費	設置工事費※1	受変電設備改修費※1※2	維持管理費※3 (設置後3年間まで)
				保守費等 上限 40万円 電気基本料※4 上限 110万円
超急速充電設備 (出力90kW以上)	全額 ※1 (機種ごとの上限あり)	上限 500万円 1基当たり	上限 435万円	保守費等 上限 40万円 電気基本料※4 上限 60万円
急速充電設備 (出力10kW以上)		上限 6万円 (1kW当り) or 上限 309万円 (1基当り) いずれか低い方		
・普通充電設備 ・V2H充放電設備 ・充電用コンセントスタンド	半額 (機種ごとの上限あり)	上限 81万円 1基目 上限 40万円 2基目～		
充電用コンセント		上限 60万円 1基目 上限 30万円 2基目～		

※上記金額は消費税その他助成対象外経費を除いた金額です。
 ※1国補助金を併用する場合は、その交付金額分を差引いた額が上限額となります。
 ※2充電設備の合計出力が50kW以上の場合に限りです。
 ※3「充電設備運営支援事業」での助成となります（公共用充電の場合のみ対象）。
 ※4再生可能エネルギー100%の電気を使用する場合に限りです。

申請について	<ol style="list-style-type: none"> ①国の補助金を併用する場合 工事が完了し、国の額の確定通知書を受領してから、交付申請を提出 (工事・支払完了から1年以内) ②国の補助金を併用しない場合 工事開始前に交付申請を提出
--------	---